

## 香芝市告示第106号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、近鉄関屋駅、JR五位堂駅、JR香芝駅およびJR志都美駅の自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車および原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第9条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第10条第3項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

令和6年9月4日

香芝市長 三 橋 和 史

- |             |                                                               |
|-------------|---------------------------------------------------------------|
| 1 撤 去 理 由   | 香芝市自転車等の放置防止に関する条例                                            |
| 2 撤 去 年 月 日 | 令和6年9月3日（火）及び9月4日（水）                                          |
| 3 撤去対象区域    | 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、近鉄関屋駅、JR五位堂駅、JR香芝駅およびJR志都美駅                |
| 4 保 管 場 所   | 香芝市自転車等保管所<br>香芝市北今市5丁目634番地1                                 |
| 5 引 取 期 間   | 撤去日より60日間<br>ただし、12月29日から1月3日までは除く。                           |
| 6 引 取 時 間   | 10時から13時まで                                                    |
| 7 持 参 物     | 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）               |
| 8 連 絡 先     | 香芝市役所生活安全部生活安全課（TEL 76-2001）<br>香芝市自転車等保管所（TEL 080-8348-1628） |